

1 全般的な事項

今回の事案は日米間で合意したルールが守られなかった極めて遺憾な事案であり、輸入手続が再開されるためには、このような事案が繰り返されないことが必要である。このような観点から、以下の事項について照会する。

- (1) 施設の認定、食品安全検査局（FSIS）等による検査・監視、施設によるモニタリング、FSISによる輸出証明等の遵守担保措置のそれぞれが適切に機能することにより、日本向け輸出証明（EV）プログラムの遵守が確保されるべきところ、今回の事案がなぜ生じたのか、各段階における問題点を総括的に整理、検証すべきではないか。
- (2) せき柱のついた子牛肉や対日輸出のできない内臓が輸出された今回の事案は特異的（Unique）なものであったのか、他の対日輸出施設の認定及び検査は適切に行われ、今回と同様の事案の発生の可能性はないのか、その根拠とともに検討すべきではないか。

2 AMSに関する事項

今回、問題を起こしたゴールデン・ヴィール社（G社）及びアトランティック・ヴィール・アンド・ラム社（A社）については、QSAプログラム、従業員の理解等に問題があったことが指摘されている。このような状態のままで認定されたことは、そもそも農業販売促進局（AMS）による認定自体が当該2施設や他の対日輸出施設について適切に行われていたのか疑問を生じさせるものである。このような観点から、以下の事項について照会する。

- (1) 認定に当たり、QSAプログラムで確認が必要とされている各ポイントのそれぞれにつき、書面審査・現地査察において、どのような確認を実施しその実効性を含め妥当と判断したのか。G社、A社の評価結果を示されたい。
- (2) G社及びA社の書面審査及び現地査察を実施したAMSの監査官は、QSAプログラムの認定に関し、どの程度経験や理解があったのか。子牛肉に関するQSAプログラムやと畜場と部分肉処理施設が別の企業である場合のQSAプログラムの満たすべき内容について、十分な理解があったのか。
- (3) A社及びG社は、12月15日に正式に申請し、1月4日に書面審査、1月6日に現地査察が行われ、即日認定されている。これは、非常に短期間での認定と思われるが、書面審査・現地査察において手順に即して適切な評価が行われなかったのではないか。特に、G

社及び A 社の従業員の研修について適切に評価したのか。

- (4) 以上の点も考慮して、結果として機能しなかった両社の QSA プログラムを認定した AMS の審査に問題はなかったのか。

3 施設に関する事項

今回、G 社及び A 社での作業を通じ、対日輸出ができないせき柱のついた子牛肉や内臓が輸出され、両施設における作業の過程、G 社から A 社への出荷時における識別等に問題があったことが指摘されているが、その原因について更なる検証が必要と考えられる。また、このような問題が他の対日輸出施設において生じていないことを確認する必要があるので、以下の事項について照会する。

- (1) G 社及び A 社のそれぞれについて、対日輸出条件への適合を確保する責任を有していた者は誰か。その者はなぜその責任を果たせなかったのか。
- (2) 米国内や諸外国向け輸出における子牛肉の取扱いと日本向け EV プログラムの条件の違い（SRM 除去や月齢制限）について、具体的にどのような研修が行われたのか。
- (3) せき柱を除去しなくても、また内臓を分別管理しなくても、子牛は日本向け EV プログラムに適合すると施設側関係者は考えていたのではないか。そうである場合、それはなぜか。

4 FSISに関する事項

今回、対日輸出のできないせき柱のついた子牛肉及び内臓が、最終的にチェックされる段階において、FSIS の検査官により「日本向け EV プログラム適合」とされたことが問題として指摘されている。不適合品が適合品として輸出証明されたことは、そもそも FSIS による検査自体が適切に行われていたのか疑問を生じさせるものである。このような観点から、以下の事項について照会する。

- (1) 日本向け EV プログラムに関する FSIS の検査官への周知・研修の仕組みはどのようなものか。カナダなど他国への輸出プログラムの場合との違いはあるか。今回の事案に関与した検査官は、どのような周知・研修を受けていたのか。
- (2) 周知・研修がウェブサイトでの掲載を通じて行われることとなっているが、FSIS 検査官に対してどのように徹底する仕組みになっているのか。具体的に、検査官が閲覧していたことの確認や必要事項を習得したことの確認はどのように行われていたのか。

- (3) G社に駐在するFSIS検査官は、日本向けEVプログラムに関連して、どのような検査、検証、証明等を行っていたのか。また、内臓の輸出の可否、せき柱の除去に関し、どのような認識であったのか。
- (4) AMSからFSISへの施設認定の通知の仕組みはどのようになっていたのか。また、他の38施設についてはどのようにしてFSIS検査官は施設の認定を認識したのか。その際、今回の事案と同様の問題の発生の可能性はなかったのか。
- (5) 一般論として、仮に施設側の理解不足などによりプログラムが機能しなかったとしても、対日輸出条件に不適合な製品が適合品として出荷されることを防止するためにFSIS検査官による確認等が行われることになっていたのではないか。

5 再発防止のための改善措置に関する事項

今回の報告書において、各般の再発防止のための改善措置が掲げられているが、今回の事案の原因に照らして、必要な改善措置が効果的に実施され、全ての対日輸出施設において、日米間で合意したルールが守られることが必要である。このような観点から、以下の事項について照会する。

- (1) AMSは、日本政府による米側改善措置等の受入れ後2週間以内に、全てのEV認定施設の再調査を行うこととされているが、この調査の具体的な内容や期待される効果は何か。
- (2) 4月以降に施設の現場で行うこととされるAMSによる抜き打ち審査について、具体的な方法等をお示し願いたい。
- (3) FSISとAMSの連携方策としてAMSが輸出証明時に第2の署名を行うこととされているが、その具体的な方法等をお示し願いたい。
- (4) FSIS検査官に対して今後行おうとしている輸出証明に関する研修や訓練の具体的な方法、検査官の能力を評価するための仕組みの改善内容、検査官の検査についての抜き打ちチェックの具体的な方法等について、お示し願いたい。特に、これまで実施していた研修等の活動に比べ、強化された点はどこか。

6 その他の事項

- (1) 今回の事案の発生を許した状況についての調査はOIGの調査部門等も実施中であり、その調査の結果は別途の文書により報告される予定とされているが、この調査の目的、内容等や今回の報告書との関係は何か。また、いつ頃報告されるのか。

(2) 輸入再開直前に、日本側から米国側に対し、子牛肉も EV プログラムの対象に追加する必要がある旨通報したかのような記述があるが、当初から日米協議の対象は子牛を含む 20 ヶ月齢以下の牛であり、このような記述は事実誤認であることから、修正を検討されたい。